

## 「障がい者就労支援センターかがやき」(就労継続支援B型)運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 共生会(以下「事業者」という。)が設置する障がい者就労支援センターかがやき(以下「事業所」という。)において実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第38条第1項に規定する就労継続支援B型(以下「指定就労継続支援B型」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援B型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援B型の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 指定就労継続支援B型の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。

3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。

4 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するとともに、各関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。

5 前四項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準」という。)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定就労継続支援B型を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 指定就労継続支援B型を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 障がい者就労支援センターかがやき
- (2) 所在地 徳島県阿波市市場町香美字渡10番地1

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、業務の消長及び利用者数の平均値により増減することができる。

- (1) 管理者 1名(常勤職員)

管理者は、職員の管理、指定就労継続支援B型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援B型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名(常勤職員)

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、

利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

- (イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援B型以外の保険医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援B型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援B型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援B型計画の原案を担当職員に作成させ、個別支援計画等策定検討会議を主催し、検討すること。
- (ウ) 就労継続支援B型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援B型計画を記載した書面(以下就労継続支援B型計画書という。)を利用者に交付すること。
- (エ) 就労継続支援B型計画作成後、就労継続支援B型計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、就労継続支援B型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援B型計画を変更すること。
- (オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (キ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
- (ク) 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めること。
- (ケ) サービス担当者会議及び個別支援計画等策定検討委員会について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き利用者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

(3) 生活支援員 2名以上(内 常勤職員 1名以上)

生活支援員は、サービス管理責任者の指揮の下、就労継続支援B型計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

(4) 職業指導員 2名以上(内 常勤職員 1名以上)

職業指導員は、サービス管理責任者の指揮の下、就労継続支援B型計画書に基づき、生産活動の機会の提供及び利用者の職業実習の開拓を行い、就職後も職場定着を行うための支援を行う。

(5) 目標工賃達成指導員 1名(常勤職員)

目標工賃達成指導員は、サービス管理責任者の指揮の下、工賃倍増計画の作成と目標達成に向けた取り組みを行う。

(6) 医師 1名(非常勤嘱託医、兼務)

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 営業カレンダー(各月の日数から8日を控除した日数を上限として営業)に定めるものとする。  
ただし、悪天候等による臨時休業日には可能な限りで代替日を設けるものとする。

- (2) また、上記各月の上限日数については、3か月以上1年以内の期間における利用日数の合計が、「原則の日数」の総和の範囲内において、利用日数にかかる特例の適用を行うことがある。
- (3) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (4) サービス提供時間 午前9時から午後4時までとする。
- (5) その他 営業日及び営業時間は、行事・季節慣例・作業内容・突発的事由等により必要な場合、随時営業日及び時間を個々により変更(延長・短縮又は開業・休業)できるものとする。ただし、その場合は、利用者、家族等に適切な方法で事前に周知するものとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は40名とする。

前項の規程にかかわらず、3ヶ月の平均実利用人数が定員を超えて一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることは可能とする。

(指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者)

第7条 事業所において指定就労継続支援B型を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- (3) 精神障害者(18歳未満の者を除く)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、阿波市、吉野川市の全域とする。

2 通常の実施地域以外の利用希望者に対し実施する場合もある。ただし、送迎が必要な利用者については第24条の規程に該当する者とする。

(指定就労継続支援B型のサービス内容)

第9条 事業所で行う指定就労継続支援B型のサービス内容は、次のとおりとする。

- (1) 就労継続支援B型計画の作成
- (2) 就労の機会の提供及び生産活動
- (3) 就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練
- (4) 施設外就労、施設外支援の実施
- (5) 実習先企業等の紹介
- (6) 求職活動支援
- (7) 職場定着支援
- (8) 生活相談
- (9) 食事の提供
- (10) 健康管理
- (11) 訪問支援
- (12) 送迎サービス
- (13) 在宅支援の実施
- (14) 前各号に掲げるもののほか、就労支援B型の利用者に必要な支援

2 事業者は、指定就労支援B型の提供開始に際しては、あらかじめ、利用者に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要項目を記した文書を交付して説明し、当該提供の開始について利用者の同意を得るものとする。

(利用の手続き)

第10条 施設支援サービス利用契約を交わし、利用が許可されたものは次の書類を提出しなければならない。

- (1) 利用願書 (様式1号)
- (2) 履歴書 (様式2号)
- (3) 健康診断書 (様式3号)
- (4) 個人情報等取扱いに関する意志確認書使用同意書 (様式4号)
- (5) 緊急やむを得ない身体拘束等に関する説明・同意書 (様式5号)

(就労継続支援B型計画の作成)

第11条 サービス管理責任者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する就労及び生活やその課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での就労継続支援B型計画を作成する。

2 個別支援計画について、指定特定相談支援事業所にも交付しなければならない。

(生産活動)

第12条 事業者は、生産活動の機会の提供にあたっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需要状況等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて行うように努める。

(工賃の支払等)

第13条 事業者は、利用者が生産活動に従事した場合は、当該利用者に対し、別に定める利用者作業工賃配分規程に基づき、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うものとする。

2 前項の場合においては、1月あたりの工賃の平均額は、3千円を下回らないものとする。

(訓練)

第14条 事業者は、利用者の心身の状況、その有する能力及び利用者の希望する就労の状況に応じ、利用者の就労支援及び日常生活の充実に資すよう、適切な技術を持って訓練を行う。

(施設外支援)

第15条 事業者は、求職活動、職場実習、障がい者の態様に応じた多様な委託訓練(以下、「委託訓練」という。)等の施設外支援の実施に努める。

2 施設外支援は年間で延べ180日を越えないものとする。

(施設外就労)

第16条 事業者は、一般就労への移行を図るため、利用者と職員がユニットを組み、企業から請け負った作業を当該企業内で行う施設外就労の実施に努める。

2 施設外就労は期間を定めないものとする。

(実習先企業等の紹介)

第17条 事業者は、利用者が就労継続支援B型計画に沿って実習できるよう、実習の受入先の確保に努める。

(求職活動支援)

第18条 事業者は、公共職業安定所での求職登録等利用者が行う求職活動の支援に努める。

(職場定着支援)

第19条 事業者は、利用者の職場定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、就職後6か月以内は、利用者の職業生活における相談等の支援の継続に努める。

(生活相談)

第20条 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は、その家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(食事の提供)

第21条 事業者は、食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得る。

2 食事の提供にあたり、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に行うとともに、年齢及び障害特性によって、適切な栄養及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行う。

(健康管理)

第22条 事業者は、利用者の健康に留意するとともに、次の各号の実施に努める。

- (1) 必要に応じて嘱託医による診察を行う。
- (2) 利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講ずる。
- (3) 利用者の負傷又は軽度の疾病に対する応急治療
- (4) その他必要なこと

(衛生管理)

第23条 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。

2 事業者は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

(送迎)

第24条 原則として、阿波市・吉野川市の主要幹線道路についての送迎バス等の運行を行うものとし、送迎が必要な利用者については、次の各号に該当するものとする。

- (1) バス乗車が独力で安全にできる者
- (2) 保護者等の介助で乗車が安全にできる者
- (3) 介助が必要な利用者で、保護者等によって確実に乗降位置まで送迎がある者
- (4) その他の利用者については、保護者において行うものとする。

(在宅支援)

第25条 事業者は利用者の多様な働き方を実現するため、在宅支援を実施し、その内容は以下のとおりとする。

- (1) 例: 製造販売に関するデータ入力等のパソコン業務
- (2) 例: 部品組み立て等の軽作業
- (3) 例: ハンドメイド商品等の製作

#### (4) 前項に付帯する業務

(利用者から受領する費用の額等)

第26条 指定就労継続支援B型を提供した際には、利用者又はその扶養義務者から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。)から当該指定障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定就労継続支援B型を提供した際は、利用者から報酬告示の規定により算定された訓練等給付費の額に100分の90を乗じて得た額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定就労継続支援B型の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 食事の提供に係る費用

(ア) 昼食 1食につき630円

ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号。以下「令」という。)第17条第1項第2号から第4号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(2) 日用品費の実費

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第27条 利用者は、サービスの利用にあたっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) サービス利用可能な者は、障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者とする。

(2) 伝染性疾患がなく団体生活に適応できる者とする。

(3) 利用者は、施設を利用する際には現在の身体の状況を関係従業者に届け出ることとする。

(4) 利用者は、日課(別紙1)を励行し、職場の秩序を保ち協同生活の向上に努めなければならない。

(5) 利用者は、作業上の安全基準を守り、安全衛生・環境衛生の保持に努めなければならない。

(6) 利用者は身上に関する重要な事項に変化があったときには、速やかに関係従業者を通じて管理者(またはその代理人)に届出るものとする。

(7) 利用者は外出するときには、その都度管理者(またはその代理人)に届出るものとする。

(8) 利用者は施設を慶弔等の所用や体調不良等により休暇するときには、事前に施設に届け出なければならない。ただし、緊急時についてはこの限りではない。

(9) 利用者は、故意または過失によって事業所の設備並びに備品等に損害を与え、または無断で設備、備品等の形状を変更したり、許可なく持ち出したり、紛失した場合は、その損害を弁償しなければならない。損害賠償の額は、利用者・扶養義務者及び保証人の弁済能力に応じて減免することもある。

(10) 事業所利用中に、他の利用者に重大な危害を及ぼすような問題行動、サービス利用料延滞により指定施設支援が困難と見受けられる際には、協議の上退所勧告を行うものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第28条 事業者は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、令第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第29条 現に指定就労継続支援B型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 指定就労継続支援B型の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る他の障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 指定就労継続支援B型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第30条 事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成24年徳島県条例第57号。以下「条例」という。)第9条及び基準第44条に基づき、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

#### 2 計画立案時における立地環境の考慮等

事業者は、震災、風水害、火災その他の非常災害に関する避難等の具体的計画を立てる際にはそれぞれの施設の立地環境を考慮するとともに、当該計画の概要を従業員及び利用者の見やすい場所に分かりやすく提示するよう努めなければならないものとする。

#### 3 非常災害時における施設間連携

事業者は、それぞれの障害福祉サービス事業所又はその他の事業所の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならないものとする。

#### 4 被災状況の公表等

事業者は、震災等における被災状況について公的機関等を通じて公表するものとし、利用者個人の安否については、家族または法的代理人等から問い合わせがあった場合に限り応じるものとする。

#### 5 防犯対策

事業者は、利用者の安全確保を図るため、外来者の入退所管理を適切に実施するほか、事業所内の巡回を徹底するとともに、必要な設備整備、及び定期的な避難・救助等の研修を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

第31条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に

実施する。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第32条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

(歯と口腔の健康づくり)

第33条 事業者は、条例第10条に基づき、歯と口腔の健康づくりに関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならないものとする。

(地域との交流)

第34条 事業者は、条例第11条及び基準第53条に基づき、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。また、事業所の運営に支障のない範囲内で、地域との交流を図るために当該事業所の一部を使用できるものとする。

(スポーツの推進)

第35条 事業者は、条例第12条に基づき、利用者の障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ、利用者が自主的かつ積極的にスポーツに親しむことができるような支援の提供に努めなければならないものとする。

(苦情解決)

第36条 提供した指定就労継続支援B型に関する利用者及びその家族(以下「利用者等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定就労継続支援B型に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第48条第1項の規定により徳島県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は徳島県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は徳島県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第37条 事業者は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。



4 事業者は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(虐待防止及び身体拘束禁止に関する事項)

第38条 事業者は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(「障害者虐待防止法」平成23年法律第79号)その他関係法令等を遵守し、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のために虐待防止委員会を設置
- (2) 虐待防止責任者及び虐待防止マネージャー・虐待受付担当者の配置
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 従業者に対する権利擁護、人権、虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施し、人権意識の高揚、支援に関する知識や技術の向上を図り、倫理綱領、職員服務要領の遵守を徹底する。また、従業者間での利用者支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制作りを行うものとする。
- (6) 事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体的拘束及び行動を制限する行為を禁止する。やむなく行う場合は、利用者及び利用者の家族等に対して説明を行い、同意(第10条(7))を得るものとする。また、身体拘束についての改善計画を作成し、随時見直しを行うものとする。
- (7) 事業者は、個々の場面で、利用者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった時には、実施に伴う負担が過重とならないように合理的配慮を行う。

(職場におけるハラスメントの防止)

第39条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより事業所の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第40条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な方針(平成18年厚生労働省告示第 395 号)第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

- (1) 相談  
基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域生活支援を活用して、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの相談、その他必要な支援を行う機能
- (2) 緊急時の受入れ・対応  
短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
- (3) 体験の機会・場  
地域移行支援や親元からの自立等に当たって、障がい福祉サービスの利用や体験の機会・場を提供する機能
- (4) 専門的人材の確保・養成  
医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能
- (5) 地域の体制づくり

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用して、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

(その他運営に関する重要事項)

第41条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
- (2) 職場内研修 年1回
- (3) 職場外研修 必要に応じて

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定就労継続支援B型の提供に関する諸記録を整備し、当該指定就労継続支援B型を提供した日から5年間保存するものとする。

4 事業者は、指定就労継続支援B型の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人共生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. 「身体障害者通所授産施設かがやき」運営規程(平成18年4月1日施行)は平成22年3月31日を持って廃止する。
2. この規程は、平成22年4月1日より施行する。
3. この規程は、平成24年10月1日より施行する。
4. この規程は、平成25年4月1日より施行する。
5. この規程は、平成27年4月1日より施行する。
6. この規程は、平成28年6月1日より施行する。
7. この規程は、平成29年4月1日より施行する。
8. この規程は、令和2年8月1日より施行する。
9. この規程は、令和3年4月1日より施行する。
10. この規程は、令和4年10月1日より施行する。
11. この規程は、令和4年10月1日に改正し、令和4年4月1日に遡及する。
12. この規程は、令和6年4月1日より施行する。